

ひた生活領事館出品取扱要綱

(公財) 日田玖珠地域産業振興センター

2015/05/11

1. 出品条件

- ① 日田地域の生産者であることを原則とし、(公財) 日田玖珠産業振興センター (以下産業振興センターという) の運営する「ひた生活領事館」事業を理解し協同協調の意識を持ち、お客様に喜ばれる地場産品類を提供できること。
- ② 商品カルテや産地証明等、商品に関する必要書類を提出できること。
- ③ 自らが反社会的勢力の構成員、または構成員との関りが判明する者との取引は行いません。

2. 納品場所及び時間

産業振興センターが商品の輸送を行います。輸送車は毎朝午前 6 時 45 分に当センターを出発いたします。商品の納品は前日 17:30 までをお願いします。

3. バーコードシール

商品の売上管理はバーコードを使用します。JANコードをお持ちで無い業者様については、当センターの登録コードを使用します。納品時にシールを発行しますので、商品に貼って頂いた上で商品を受領いたします。

4. 販売日数 (目安)

加工品	饅頭類 : 1 日	惣菜類 : 1 日
	ご飯類 : 1 日	漬物類 : 1~3 日

乾物類	その他加工品等 : 最長 30 日
	穀類・豆類・酒類等 : 最長 30 日

※但し賞味期限のある品目は出荷日より 30 日間もしくは賞味期限のいずれか短い期間の販売日数とする。賞味期限のない品目は販売状況により 30 日間の販売日数とする。

5. 出荷手数料に関すること

青果品 販売額の 24%です。

加工品 販売額の 30%です。

実演販売 販売額の 23%（販売員派遣の場合）、30%（預かり販売の場合）です。

6. 清算に関すること

(1) 月末締め翌々月上旬（第一週、土日祭日を挟む場合は翌週営業日）

(2) 振込手数料は出品業者の負担とします。

(3) ひた生活領事館及び大丸の POS レジを通った物が売上になり清算の対象になります。

(4) 業者毎に清算書を発行いたします。

7. 返品に関すること

返品の引渡し場所は産業振興センターになります。また出荷製品によっては販売期間中であっても、品質状態により店舗の判断で返品することがあります。

8. 出品者の責任、要綱違反に関すること

（出品停止、登録抹処分）

※下記に違反する出荷者は出荷停止、出荷登録抹消処分となることがあります。

・出品者が店舗内で個人販売や譲渡し行為を行った場合。

・検査機関にて検査の結果、不適合の場合。

（別途検査費用の負担が必要）

・JAS 法、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法、その他関係諸法に違反する場合。

・品質表示義務違反の場合。

・不適切な品質管理によりクレームが発生した場合。

・系統外直売所において出荷停止、登録抹消等の処分を受けた事が判明した場合。

・その他コンプライアンス（関係法令等を厳重に遵守する。）に違反する行為。

9. 責任範囲

(1) クレームや事故の発生原因が出品業者と判断された場合、出品業者が全責任をもって対処する事とします。（店舗責任については産業振興センターが責任を持ちます。）規程に違反して出品した場合はすべて出品業者の責任となります。

(2) 原則として 3 回以上、店舗または消費者からクレームが来た場合、出品休止とします。

10. 生産物賠償責任保険について

- (1) 生産物賠償責任保険加入（PL 保険）のお願い（農産加工品・鶏卵出荷者は強制加入です。）
- (2) PL 法（製造物責任法）成立により第三者の身体、財物に生じた損害について、製造、販売に関与した者は無過失責任を負うべき事が定められました。責任追及が製造者、販売者を巻き込んで激しくなります。
万が一に備えて、被害者救済対策を講じておくことが望まれます。

11. その他

- (1) 出品や登録等分からないことがある場合は、産業振興センターにご連絡下さい。
- (2) この出品要領は出品から清算に関すること全てを完備したものではありません。新たに発生する問題については、随時対応していきますので、内容が変更することもあります。ご了承下さい。

平成 27 年 5 月
(公財) 日田玖珠地域産業振興センター
TEL : 0973-22-3115
FAX : 0973-22-3118
担当者携帯 (大隈) : 070-1944-9191
" (後藤) : 090-7452-5504